

特定技能外国人材受入環境整備事業費補助金実施要綱

制定 令和7年6月10日 7農営第87号

第1 趣旨

本県は離島や中山間地が多く、また地理的にも大消費地から離れており、産地の維持・発展には、規模拡大や所得を向上させることが必要である。そのためには、農業現場での外国人材の活用・定着を推進し、十分な労力確保を行う必要がある。

これまで、本県農林業の目指す姿と方向性を示した「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目標達成を目指して支援を行ってきたところであるが、特定技能外国人の受入拡大に向けては、受入側の大きな負担となっている住環境整備を支援することが重要となっている。

そこで、特定技能外国人材の受入拡大のため、特定技能外国人材受入環境整備事業（以下「事業」という。）を実施する。

第2 事業内容等

事業主体、事業内容、補助率等は別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施手続き等

1 事業実施計画の作成

事業主体は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画認定申請書（様式A）に事業実施計画書（様式B）（以下「事業実施計画」という。）及び確約書（様式C）を添えて、振興局を經由して知事に申請するものとする。

2 計画の認定

知事は、提出された事業実施計画について別表に掲げる実施要件を満たし、内容を適当と認めるときはこれを認定するものとする。

3 助成

知事は、認定した事業実施計画について、予算の範囲内において、別に定める特定技能外国人材受入環境整備事業補助金交付要領により、補助するものとする。

4 計画の変更

事業主体は、認定を受けた事業実施計画について、次に掲げる重要な変更をしようとするときは、事業実施計画変更（廃止）認定申請書（様式D）を遅滞なく知事へ提出するものとする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業内容の新設又は廃止
- (3) 事業費の20パーセントを超える変更
- (4) その他、採択要件にかかる変更

5 事業実施後の報告

- (1) 事業主体は、事業を実施したときは、特定技能外国人材受入環境整備事業費補助金交付要領に定める実績報告時に、事業実績書（様式B）により知事に報告するものとする。
- (2) 事業主体は、事業完了年度の翌年度から原則3年間、当該年度における特定技能外国人材の雇用状況について、事業実施状況報告書（様式E）を毎年6月末日までに知事に報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月10日から適用する。

別表

事業主体	事業内容	採択要件	補助率・補助限度額
<p>農業協同組合、農業法人</p>	<p>1 大型家電（冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の購入費 2 電動自転車の購入費 3 Wi-Fi 本体費用（ポケットWi-Fiは除く）及び設置費 4 トイレ（トイレ本体の交換及び付属設備の改修） 5 浴室シャワー（本体の改修）</p> <p>※1～3 はリースも含む</p>	<p>以下に掲げる全てを満たすことを要件とする。</p> <p>但し、事業主体が県公舎を借受けている場合は補助対象外とする。</p> <p>(1)長崎県内に主たる事業所を有すること。</p> <p>(2)特定技能外国人材および特定技能資格を取得する見込みの外国人材を当該年度に新たに3名以上受け入れること。</p> <p>(3)(2)で受け入れた外国人材が、1年間で通算概ね6か月以上、長崎県内の農作業に従事すること。ただし、やむを得ない事情により受け入れた外国人材が従事できない場合は、代替りの外国人材を確保し、従事させることとする。</p> <p>(4)外国人材の居住する宿舎について、7.5㎡/人以上の居室空間を確保すること。</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、1事業主体当たり20万円以内</p>

様式 A

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

所在地
事業主体名
代表者名

年度 特定技能外国人材受入環境整備事業実施計画認定申請書

年度において、特定技能外国人材受入環境整備事業実施計画の認定を受けたいので、特定技能外国人材受入環境整備事業費補助金実施要綱第3の1に基づき、次の書類を添えて申請します。

記

1. 事業実施計画書（様式 B）
2. 確約書（様式 C）

※事業実施計画書には、住居の間取り図および設置・改修場所がわかる図、見積書を添付すること

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

様式B

年度 特定技能外国人材受入環境整備事業
事業実施計画書（実績書）

年 月 日

事業主体（代表者名）

I 事業主体の概要

事業主体の主たる住所	
特定外国人材数 (受け入れ予定数)	
監理団体又は 登録支援機関名	
従事業務の内容	
従事予定期間	
外国人材居住宿舍 住所・面積 (㎡)	

担当者 連絡先	所属	
	氏名	
	電話	
	メール	

経費内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
例) Wi-Fi 設備	〇〇	本体 1 台 (設置費含む)	〇〇〇	
1				
2				
3				
合 計				

(注) (1) 行が不足する場合は、行を追加すること

(2) 計画の変更または実績書の場合は、変更前を上段括弧で二段書とすること。

(3) 見積書を添付すること。

4 受入人数計画 (実績)

(名)

	雇用・派遣期間	合計 (年間)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の受入人数 (総数)	周年													
	期間													
新たな受入人数 (事業対象人数)	周年													
	期間													
事業実施後の人数 (総数)	周年													
	期間													

(注) 受入人数は、特定技能外国人材のみを記載すること。

5 経営の取組状況

各項目の選択肢のいずれかのチェック欄に「○」記載すること。

項目	内 容	チェック
適切な労務管理	就業規則またはこれに準ずるもの（労使協定の締結等）があり、労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、他産業と同等の労働環境を規定 ^{※1} している	
	就業規則またはこれに準ずるものがあり、労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、他産業に近い労働環境を規定 ^{※2} している	
	就業規則またはこれに準ずるものがある	
	就業規則またはこれに準ずるものがない	

※1 以下の(1)から(4)までのすべてが就業規則等に規定されていること

(1) 労働時間：労働時間が1日8時間・1週間40時間以内、週平均40時間以内（変形労働時間制）

または年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすること

(2) 休憩：労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間中に確保すること

(3) 休日：毎週1日以上または4週間を通じて4日以上の日を確保すること

(4) 時間外及び休日の労働：1か月45時間・年間360時間以内または年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすること

※2 ※1の(1)から(4)までのうち、2つ以上が就業規則等に規定されていること

様式C

確 約 書

令和 年度特定技能外国人材受入環境整備事業の事業主体 は、本事業計画に掲げる新たに受け入れた特定技能外国人数を今後3年間維持することとし、1年間で通算概ね6ヶ月以上は県内の農作業支援に従事させることを確約します。

年 月 日

所在地

事業主体名

代表者名

印

様式D

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

所在地
事業主体名
代表者名

令和 年度 特定技能外国人材受入環境整備事業実施計画変更（廃止）認定申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた標記事業の事業実施計画を下記のとおり変更（廃止）したいので、特定技能外国人材受入環境整備事業実施要綱第3の4に基づき、事業実施計画（様式B）を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 計画変更の内容（計画廃止の理由）

別紙事業実施計画のとおり

（当初事業実施計画に変更内容がわかるように記載すること。例えば、上段に変更前を（ ）書きで表示する。※計画変更の場合のみ）

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

様式 E

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

所在地
事業主体名
代表者名 氏 名

年度 特定技能外国人材受入環境整備事業の事業実施状況報告について

このことについて、特定技能外国人材受入環境整備事業実施要綱第3の6に基づき、事業実施状況報告書を提出します。

	周 年	期 間	合 計
(例)	1名	4月～6月 2名 9月～11月 2名	3名
R7年度			
R8年度			
R9年度			

※期間の人数の考え方は、6か月以上で1名とする。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)